

# 反障害通信

23. 12. 3

140号

## 何の反省もない暴虐の歴史の繰り返し

—「歴史は繰り返される、一度目は悲劇として二度目は悲喜劇として」—

ハマスのイスラエルへの攻撃の直後、アメリカのブリンケン国務長官がイスラエルに行き、「わたしは1人のユダヤ人として、ここに来た」という意味不明な発言をしました。ならば、アメリカの国務長官を辞めてから行くことです。職務逸脱・放棄として、解任されることです。その後、バイデン大統領もすでに無差別空爆が広がっている中で行き、無制限的な支持声明をしました。これを「火に油を注ぐ」行為と言います。現実的にジェノサイドとも言われる、イスラエルの無差別攻撃が始まっています。自分の発言が何をもたらすかを考えることのできない政治家は政治家失格です。イスラエルのネタニエフ首相の行ったジェノサイド的攻撃は、人道に対する罪として告発されることです。火に油を注いだバイデン大統領やブリンケン国務長官も同罪です。

そもそも、ロシアのウクライナ侵略を批判して、経済制裁をし、侵略されたウクライナに武器支援までして、どうしてイスラエルの入植をちゃんと非難しないで、武器援助までしているのは、明らかにダブルスタンダードです。そもそも、第二次世界大戦後、アメリカはずっと軍事的侵略や介入を繰り返していました。時には、人権や民主主義の名で、最大の人権侵害である戦争を仕掛けていました。もっと遡れば、第二次世界大戦で、原爆を使用したのは、また民間人への無差別攻撃としての空襲を繰り返していたのは、明らかな人道に対する罪といえることです。そのことを、「戦争を早く終わらせるため」ということで合理化し、ちゃんと反省もしていません。もっと遡れば、アメリカの建国の歴史は、開拓と称して、先住民を殺害し追い出して、狭い移住地に押し込めました。そうして「建国」したのです。その反省をちゃんとしたのでしょうか？

「帝国主義」として動いていたヨーロッパ諸国も同様です。植民地支配の過去の歴史の反省をちゃんとしたのでしょうか？ もし、ちゃんとしていたら、イスラエルの入植をちゃんと批判し、イスラエル支持など出せなかったはずで。

日本も同様です。戦争と植民地支配の反省という意味を込めた「平和憲法」を改正しようとしています。そして、安倍元首相が歴史修正主義的な発言をしている中で、「侵略」の定義を問われて、「侵略の定義はいろいろある。その定義は専門家に任せる」とかごまかし、戦争のできる国づくりへと安全保障関連法案をまさに「戦争法」というべき内容で、「集団的自衛権は憲法違反」という憲法学者の90%以上が主張する「専門家」の意見を無視し、過去の戦争の反省をかなぐり捨てて、法案を通しました。そして、それはまさに憲法改正の途に踏み出しでした。

今回のイスラエルのガザへの空爆で想起するのは、日中戦争での重慶爆撃です。これが、民間人への無差別空襲の走りだともいわれています。また、第二次世界大戦の三大人道への罪というべき、ナチの「障害者」・民族ジェノサイド、アメリカの原爆投下・無差別空襲

とともに、日本軍の731部隊の細菌兵器開発での人体実験を押さえておかねばなりません。これは、アメリカが軍事兵器としての情報提供と引き換えに東京裁判にもかけられず、闇に葬られ、日本はこの反省もきちんとしていないのです。

そして、そもそも歴史修正主義者は、イスラエルのパレスチナのひとたちが住んでいるところへの入植をどうとらえているのでしょうか？ 過去の朝鮮半島や満州での入植と同じ構造です。そのことをきちんとして返し反省をしていないからこそ、歴史修正主義者が跋扈してくるのです。そして、結局イスラエルの支持表明などしてしまうのです。中国の覇権主義的な動きを、「力による現状変更は許されない」などと批判できるのです。この文言がまさに「侵略」の定義なのです。その批判をするのなら、与党自民党は戦争と植民地支配の事実を巡って歴史修正主義的発言をする議員や過去の戦争遂行のシンボリック的存在としてある靖国神社参拝をする議員を与党自民党から除名することです。

イスラエルはハマスの司令部や軍事施設があると病院や難民キャンプを空爆しながら、包囲し医療機材も医療を動かす燃料もなく死んでいくひとがいるのに、地下に司令部があるとかい、軍事突入することが許されるのでしょうか？ そして、司令部あった証拠とかいうビデオを流していますが、それはむしろ自分たちでおいたのではないかということが推測されるようなでっち上げの証拠としかとらえられません。これはアメリカのイラク戦争時の「大量破壊兵器がある」という虚偽を想起させることです。これも、過去の歴史の反省もないところで、繰り返される歴史です。

戦争と植民地支配の歴史の反省だけではありません。スリーマイル島、チェルノブイリ原発事故とあったのに、その危険性の指摘があったのに、フクシマ原発事故を起こしてしまいました。そして、反省もなく老朽化した原発の稼働期間を延長することまで含んで再稼働をすすめ、新たな原発の開発などということも言い出しています。また汚染水を海洋投棄して、それへの批判を「非科学的」などと批判しています。事故を起こしたのに、「科学的」という言葉を使う感性を理解出来ません。

わたしたちは、いろいろな課題を抱えていて、それに反対していたのに、きちんと運動を起こしていくことをなしえなかった。わたし自身も反原発の問題でも遅れてきたひとになったし、パレスチナ問題もそのようなこととしてありました。今回のハマスの攻撃は、まさに世界の民衆が忘却することを告発するという意味をもっていたのではないかと思えます。そのような忘却やネグレクトのツケが、世界的な危機として噴出し繰り返されていきます。そこでやっと動き始める、わたし自身の反省も込めて、この文のサブタイトルを、マルクスの『ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日』の有名なフレーズから持ち出しました。勿論、「あれかこれか」「あれもこれも」ということではない、改めて、過去の歴史を総体的根源的にとらえ返し、きちんとした反省の中で、国家主義的な思惑でのごまかしの政治への民衆の批判の運動のうねりに依拠し、国家の枠組みを超えた国際連帯の運動こそが今、必要になっているのだと思うのです。

(み)

(「反差別原論」への断章) (70) としても)

## 読書メモ

今回は、[廣松ノート(3)]の最終稿も含まれますが、積ん読していた本、厳密に言うと、積ん読になりそうだった最近買った比較的新しい本の一挙読破での読書メモです。インターネットの情報提供番組で取り上げていた本が多く、多種多様ですが、わたしの当事者性の「吃音者」の立場で追っていた、金閣寺放火事件での本も含まれます。かならずしも共鳴した本ではないのですが。

たわしの読書メモ・・ブログ 640

### ・小山美砂『「黒い雨」訴訟』集英社(集英社新書)2022

インターネットのニュース・情報番組に著者が出演し、取り上げられていた本です。著者の小山さんは、毎日新聞の記者です。今日、マスコミの体たらくが嘆かれています。この「黒い雨」訴訟になみなみならぬ情念を以て取り組んだジャーナリスト、そのジャーナリズムはまだ生きているということを思わせる本です。

「黒い雨」とは、ヒロシマ、ナガサキで原爆が破裂後、黒い雨が降り、それを受けたひとが外部被爆し、そのみならず内部被曝も含めて被害が出ている、出てくるおそれもあるところで、色んな線引きがなされて被爆手帳が配布されないということで、交渉をしていたけれど、最後の手段として訴訟に至ったことです。

訴訟は新聞で見っていました。概略は押さえていたのですが、この本で詳しく知ることが出来ました。被爆者援護法の中には、「疑わしきは補償する」という精神があるがこの本に書かれています。ですが、現実の保障・補償は切り捨てをなそうとし、それに対して被爆者・被ばく者側が要求を出していきます。そのせめぎ合いの中で、国はむげに要求を切り捨てることもできず、保障・補償を少しずつ広げていきます。実は、被爆者援護法は国の法律で国が保障・補償の基準を作っています。で、県・市に現実の認定業務を委託していて、県・市は現場で被爆者と接しているので、できるだけ対象者を広げようという意志があるのですが、他の保障・補償との関係もあり、国はできるだけせばめようとします。そのせめぎ合いの中での裁判です。

あとで、本に沿ったメモを作りますが、この本からのわたしのとらえ返しの概略をだしてみます。

国が定めた「被爆者」の定義には四つの分類があり、第一号は、直接被爆者、第二号が、入市被爆者、第四号が胎内被爆者で、問題は第三号で、「三、前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」という文言があり、これは救護に当たったひとの保障・補償を中心に置きつつ、何か落としていることがあれば、(改めて法改正をするまでもなく)保障・補償の対象にするという常套的な条文ですが、この条文の解釈を中心にして、裁判が争われていったようです。主な論点は、①「黒い雨」の被害の地域をどこまで広げるのかということ。②直接被爆だけでなく、内部被曝も含めるかどうかということ③現実に症状がでていないひとにも、手帳を配布するかどうかということ。

さて、日本政府は、そもそもできるだけ保障・補償しないという一貫した態度があります。それでも、福祉ということが国家をなりたさせるアメとしてあるところで、それなり

の制度化も進めます。

この「黒い雨」の問題は、直接の責任は非人道的兵器を使ったアメリカにあります。ですが、そもそも日本が始めた戦争の責任ということもあり(これはアメリカが戦争を早く終わらせるために原爆という非人道的兵器を使用したことを認めることではありません)、サンフランシスコ条約で保障・補償を求めないということ承認したということで、日本政府が被爆者の保障・補償を行うということになっています。ただ、戦勝国が非人道的兵器を使ったことの罪に問われないということは論理的に考えてありえないことであり、少なくとも、謝罪なしにヒロシマの地にアメリカの大統領が来て献花するなどいうおかしなことはありえないことだとわたしは思っています。それ以前に、そんな批判をする以前に、日本政府が南京虐殺や731部隊の人体実験などのことを認め謝罪すること、そして、与党政治家が、従軍慰安婦や徴用工問題で「いつまで謝罪すればいいんだ」、というようなそもそも謝罪をリセットする発言、さらには「なかった」かのような歴史修正主義的な発言をくりかえしていること、そして、与党政治家(野党でも「立憲野党」ならば同じですが)が戦争遂行態勢の一翼を担った靖国神社の参拝という謝罪をリセットする行為を繰り返していることで、そのような謝罪をリセットする与党議員、「立憲野党」の議員は、それぞれの党の責任において除名することです。

さて、著者は、被爆者援護法の本質は「疑わしきは保障・補償する」ということを書いていますが、わたしはそもそもこのことが裁判の影の焦点になっていたのではと思います。

現実には、それを、どこまで補償するのかとか、他の補償問題にも波及するかどうかというところで、いかに補償を切り詰めるかという策動があり、その間での矛盾としてこの「黒い雨」の保障・補償問題があったのだと思えるのです。

わたしは「人道の罪」ということには時効がないとされるように、「人道の罪」ということから生じたことには、「疑わしきは保障する」という姿勢がとられることだと思うのです。それは、差別ということも「人道の罪」として、アメリカの「障害者差別禁止法」では、差別がどうかは、差別したと告発された側に、争うなら「差別ではない」という立証義務が負わされたのです、差別とか「人道に対する罪」ということには、行った側に立証責任が負わせられるということ、国際法上の原則として打ち立てることなのではと思っています。

日本の三権分立は機能していないと言われますが、余りにもひどい、行政・立法の不作為に対しては、司法が判断を下し、それを元にして「救済処置」(「権利」ということではなくて、「恩恵としての福祉」というところから出てくる概念です)という名で補正処置を図ります。HIV訴訟、C型肝炎訴訟、ハンセン病訴訟、そして無年金訴訟(註1)がありました。また、現実には被害をとらえられる、接している立場にいる地方自治体レベルで「救済処置」(註2)をとる・とろうとすることがあります。「黒い雨」訴訟でも、県・市レベルでは、広く「救済処置」をとろうとすることがありました。

さて、今回の決着ですが、一審判決でかなり勝訴的なことが強かったのですが、地域の限定がまだ強くあることや、医療的処置が必要になっているという縛りなどもありました。そもそも国の意向で控訴審になったのですが、今回の二審判決はもっと踏み込んでいて、「医療的処置が必要になっている」という規定もとっばらっていて、地域もさらに広げる、

勝訴判決でした。結局、菅政権は「控訴しない」という方針をとったのですが、「英断」というようなとらえ方もあったのですが、その中にひどい策略が浮かび上がってきます。控訴審で出てきた判決の内容をリセットし一審判決に引き戻す内容になっています。発症をしていないひとの「救済」をどうするのか、また地域から外れるひとをどうするのか、「疑わしきは救済する」ということを否定する事になってしまっています。「一件落着」になっていないのです。これでは、まだ、外されるひとたちの苦しい思いは消えず、そこから新しい訴訟が起きてくる可能性があります。また、ナガサキと切り離そうとしています。また、被爆二世の保障を求める訴訟が起きています。

そもそも、根本的にすべての被害に関して、「疑わしきは救済する」ということを確立しなくてはならないのです。「国策」から起きた被害に関しては、特に強調されることです。

もうひとつの問題があります。この裁判で被告国側が、さかんに「科学的・合理的に」という言葉を振り回し(註3)、立証義務を原告側に負わせようとしたのですが、そもそも根本は、加害者側、加害者側を戦争責任ということで肩代わりした国側が立証する義務を負うことなのです。そもそも被害の実態を調べることも国策で行われたことに関しては国の責任ですが、これを放棄していて、しかも、審議委員会とか、調査委員会とか設置しても、ちゃんと調べれば保障をしなくてはならないからと、保障・補償を広げないようにと、御用学者を集めて、事務局を官僚が担い、初めから結論ありきの結果誘導をしていて、何が「科学的」なのでしょう？ そんなことを繰り返していたのです。

それに「因果論」というごまかしの論理を振り回しています。そもそも「因果論」というのは、21世紀になっては非科学的論理になってきている「論理」なのです。例えば、「小児甲状腺癌の発生率は百万人に一人か二人」という確立函数的なところで数字がでていきます(註4)。「新型コロナウイルス」のワクチン副反応の被害で、政府は「因果関係判断不能」ということでごまかしを続けていたのですが、アメリカではコンピューターを使って変数探しが始まっていたようです。それを厚生労働省は「将来の課題」として取り組むこれをネグレクトしていました。

そんな政治情勢の中での、この「黒い雨」訴訟があり、そして長い長い被爆者の苦闘と運動もあったのです。日本の「戦後」は終わっていないのです。

#### (註)

1 例えば、旧植民地のひとたちが、戦争と植民地支配の中で、「日本国民」として統合され、そして戦後一方的に国籍を奪われ、国民年金制度から除外されたことがあります。で、「障害者」の無年金訴訟が相次ぐ中で、そこには学生や主婦が任意加入とするおかしな制度の中で、無年金になっているひともありました。そういう中で、超党派の議員連盟が作られ、在日外国人無年金問題も含まれていました。ところが、最終段階で、在日外国人が外されたのです。戦争と植民地支配の責任と反省ということで言えば、真っ先に保障されることなのに、です。

2 現実には、余りにも理不尽だということで、地方自治体レベルからの「救済処置」として特別給付金制度がとられることがありました。それにしても、国は動かないのです。そもそも長年自民党は、国家主義的なところで、差別的な政策を党是として「国民統合をはかろうとしてきたのです。

3 わたしが差別の問題を本格的に勉強しはじめた頃に読んだ『科学の名による差別と偏見』という本があります。フクシマ原発震災が起きる前に、安全神話をつくりあげていたのが、「科学的に」ということで、だったのではないのでしょうか？ 原発推進派のタレントが「原発が危ない」というひとは非科学的だ」という発言などをしていたのです。しかも、事故が起きてから「想定外」ということばを「原子カムラ」のひとたちは振り回していました。「想定外」ということが起きることを含んで、科学ということがあるということなのです(そもそも「想定外」ということ自体もウソで、危険性を指摘するひがいて、東電も知っていたのに、金がかかると握りつぶしていたのです)。だから、分からないものには、最大限安全的処置をとらねばならないのです。そして「疑わしきは保障する」ということも必要になります。今、汚染水の海洋投棄に批判が向けられているときに、岸田首相はまたしても「科学的」などということばを振り回しています。だいたい、虚偽答弁を 118 回繰り返した自らを最高責任者と称していた安倍元首相を、「国葬」にした岸田首相のことを誰が信じられるのでしょうか？

4 これに関しては、「観測者の問題」(これは因果論がよって立つ近代知の地平・ニュートン力学からパラダイム転換した、相作論的・函数的連関で出てくる量子学的な概念です)を想起させるような、政府付度学者の「検査を広げたから、発見が増えたのだ」という発言が出ていますが、これは必要もない手術をしたという批判になっていて、現場の医者から反論が出ていますし、そもそも、新しい函数的連関の方程式を出していくこととして押さえ直すことです。

たわしの読書メモ・・ブログ 641

#### ・安田菜津紀『国籍と遺書、兄への手紙 ルーツを巡る旅の先に』へウレーカ 2023

安田さんは難民問題などで活躍しているフォトジャーナリスト。で、コメンテーターとして活動している中で、自分の父親が在日であることをテレビで明らかにし、SNSなどでヘイトクライムの中傷を受け、裁判などで闘っていたひとです。

自分が父や兄を亡くして、高校生のときに自分探しの旅(この時は直接的にはカンボジア)に出るのに、パスポートをとろうとして、父が韓国籍であったということを知ることになります。で、カンボジア行きは難民問題への取り組みの本格化になり、そして自分が韓国人の父と日本人の「ハーフ」という難民的なことに通じる立場を自覚することになり、そして自分が父に抱いた疑念のようなこと、父を傷つけてしまったことの自責の念が膨らみ(父に絵本を読んでもらったときに父がちゃんと読めず(これ自体も貧困からする教育を受けられなかったという差別の問題ですが)、「日本人じゃないみたい」という言葉を投げかけたこと)、父や兄の痕跡を探すことに始まる自分探しの旅は、日本での親族捜し、そして、コロナ禍で遅れるのですが、韓国への親族捜しの旅にも出ます。

昔、民族問題を勉強しているときに、ゴーギャンの「わたしはだれか、どこへ行こうとしているのか」という問いかけをみたことがあります。これは、民族問題のみならず、アイデンティティを巡る葛藤とか危機(アイデンティティ・クライシス)を表す言葉としてとらえられます。実は、わたしは「アイデンティティ」ということばはほとんど使えなくなっています。「統合失調症」と規定されるひとたちに、「アイデンティティ」という概念自体

が抑圧的に働くことがあるということを押さえたゆえです。

このことは、わたしは、今日的には、マージナルパーソン論として押さえ直しています。「マージナル」ということを日本語に訳すると、「境界線上の」ということになるのですが、「境界線上の」ということは、一つの被差別項目で決して差別する側にいるのか、差別される側にいるのかがあいまいということではありません。差別される側にいるのです。ただ、自分がどちら側に位置しようとしているのか、社会学の用語で言えば、自分の「準抛枠」をどちら側に置こうとするのが曖昧になり、葛藤に陥るのです。その葛藤を「心理的マージナリティ」と規定し、そのような心理に陥る人たちを、「マージナルパーソン」と規定しているのです。

さて、著者も自分は韓国人でもないという心理的マージナリティに一時的に陥るのですが、ルーツ探しの旅のなかで、そして難民問題への取り組みのなかで、自分の被差別の位置をつかみ、そして反差別という処に踏み込む中で、自分探しの結果のようなこと、ひととひととの繋がりをつかみ、自分の立つ地平をつかんだようです。

「ルーツ」という言葉には、「根」という意味があるということはこの本の中で書いています。現実的に生きていくためには、「根」をはらねばなりません。その根をどこに張るのか、少なくとも日本社会で生きていくためには、自らの被差別の位置を定位しつつ、自らの「根」を日本社会にはらねばならないのです。それは差別に立ち向かうということの意味するのではないのでしょうか？(註)

そして、兄やその背後にいる父への手紙という形で、差別やそこから起きる葛藤の中で、何とか生きる場を築こうとしつつ、最後に出てくる話なのですが、過労死から自死へ至った兄と、そして自死した父への、呼びかけ的な手紙として、わたしは自らの被差別に立ち向かい、生きていくよ、ということを示しているのです。

この本は、単に民族問題のみならず、いろいろな葛藤を抱えているひとたちの道しるべになるとても大切な本です。わたしは、「吃音者」というマージナルパーソンという立場から、とても共鳴し勇気づけられていました。

(註)

そもそも民族という概念自体も共同幻想や物象化として押さえることで、差別があるから、民族という突き出しが必要になることなのですが、言い換えれば、差別的なことがなくなったら自らの協働的連関態(そのなかに「民族」といわれることの文化的な営為が含まれる)のなかでの自己表現的世界を作り得ることなのだと思うのです。

たわしの読書メモ・・・ブログ 642

・市川沙央『ハンチバック』文藝春秋社 2023

これは小説です。2023年度の芥川賞の受賞作で、SNSの「障害者」関係サイドでも話題になっていました。何かしんどそうな予感がして、それでも障害問題を論じてきた立場で読んでおかねばと手にした本です。そして、コメントするメモを残すことを躊躇している自分がいるのですが、やはり敢えてこの読書メモを残します。

これは小説なので、フィクションなのです。そして、どのようにも読み解けるのです。ただ、主人公を自分と同じ「障害者」として描いています。本の筆者紹介の文があります。

「一九七九年生まれ。早稲田大学人間科学部eスクール人間環境学科卒業。筋疾患先天性ミオパチーによる症候性側彎症および人工呼吸器使用・電動車椅子当事者。本作で第一二八回文學界新人賞を受賞しデビュー。」

わたしは差別語も問題にしてきた立場で、差別語を使うことが差別を広めてしまうことを恐れつつ、それでも問題の所在を明らかにするために、敢えて書くのですが、著者は、この本の中で、「ハンチバック」というルビをつけて、開き直的に「せむし」という差別語と指摘される言葉も使っています。わたしは、「吃音者」と規定される「障害者」ですが、開き直的に「どもり」という言葉を突き出すことと類比的です。「吃音者」の置かれている、マージナルパーソンという性格からして、類比的対話の困難性があります。この文を書きながら、開き直的に突き出すとはいえ、差別社会の中では自虐的にとらえられる、そこから抜け出せないのかなということも感じたりしています。

自分の「障害」のことを自分を知って欲しいという思いがあるのでしょうか？ フィクション性のなかで、葛藤をテーマにしてひと——自分を描こうとしている可能性も考えさせられています。

この小説は、主人公がインターネットで小説を書いている、それを仕事にしている、ただし、親がマンションを遺産として残し、そこをグループホーム的に管理するマネージャーを置いています。親の遺産で金を稼ぐ必要はなく、小説を書いて稼いだ金は寄付しています。主人公の書く小説は性的な小説です。

このあたり、長く「障害者」には性的なことがタブーになっていることがあり、それは、この小説の中で名前を出でてくる安積遊歩さんが『癒しのセクシー・トリップ—わたしは車イスの私が好き!』太郎次郎社 1993 で指摘し、そのことを乗り越えるべく、実践していった取り組みがあります。著者が小説の中での設定は、「障害者の性のタブー化」への挑戦という意味も持っているのかなと、わたしは感じています。

その挑戦は、これは小説でフィクション性の上で、ですが、「妊娠して中絶したい」というところの願望へ至るのです。「障害者」とフェミニズムの「対立」(註1)ということの中で議論されていたことへの挑戦という意味も持っています。妊娠して子どもを産むということは自分の体では耐えられないから、「妊娠して中絶する」ことをやりたいという、突き出しなのです。「うっ」と唸るような突き出しなのですが。

実は、そのような突き出しは、「障害者」同士で、「障害者」と介助者の間でなされました(註2)。そのことは、風俗へ行くことを介助するなり、自慰の介助として実践されていることや、フェミニズムの中で、「売春制度を伴った一夫一妻の家父長制の中で、主婦とは専業売春にすぎないとして、「売春」を職業の選択として認めよ」という突き出しもなされていました(ただし、これは第三世界の幼児売春に端的に現れるように、貧困などによる性搾取をどうとらえるのかという批判が当然出てきます)。そして、そのような中で、「障害者」に対する出張介助を仕事にするという女性も出ていました。

この社会のマジョリティの意識(註3)からすると、往々にして「屈折した意識」としてとらえられることなのですが、そもそも差別が屈折させているのだという反批判が突き出されます(註4)。

架空とは言え、他者の意識をどうこう批評することではないので、自分の「屈折した意



識」の話をします。

わたしは、思春期のまっただ中で、「吃音の否定性」にとらわれて、自死願望を浮遊させて、白日夢の世界にいました。そして、「恋のATSが形成されていた」と自称していました。そして、ちゃんとした恋愛経験ももっていません。そして運動人間になったわたしは運動の中に恋愛感情は持ちこまないというストイックな意識も形成し、幸か不幸か、女性から言い寄られることもなく、「屈折した」ととらえられる人生を歩んでいます。

ですから、恋愛とか性的の話はともかく、性愛のようなことは不得手で、冒頭に書いたように、この文を書きながら、躊躇し続けています。

最後に運動人間のわたしとして、この本の中ででてくる紙の文書の頁をめくることが自体が、自分の命を削るような行為になるという話について、コメントしておきます。

今、というよりだいぶ前から、とりわけ「障害者運動」関係の本ではテキストファイルとの引き替え券をつけることがあって、「視覚障害者」だけが対象と思い込んでいるひとがいるのですが、肢体のひとにも含まれています。わたしが本を出したときに、出版社が「障害者」関係の出版社ではなく、個別対応をすると本の中に書いていたので、「本のページをめくれないので、テキストファイルが欲しい」というメールがきて、テキストファイルを送りました。そもそも「自炊」という、本を裁断してスキャナーにかけることをやっている「視覚障害者」もいます。この本のなかでも「自炊」のはなしが出ていて、制限されているという話も出ているのですが、それこそ運動の課題なのだと思います。

さて、話がどんどん外れていくのですが、この本を読んでなくて、読んでいても、多分こんなわたしの文を見て、「介助者に頁をめくらせればいい話じゃないか」という話がでてくるところなのですが、作者は筋肉が使わないと使えなくなるというところで、自分であることを実践しているところで、介助者をできるだけ使わないようにしているという側面があるし、それこそが心理的マージナリティの心理なのだと思います。

また、わたしのマージナルパーソンとしての「障害者」の立場からして、それは「できる」ことを強いられることの社会の中で、強いられてきた歴史がそうさせるのだ、ということを書いておきたいのです。

わたしも「性的なタブー」をわずかなりとも壊す試みに参画するために、自分が不得手にしていることをあえて書いてしまいました。

わたしの拙い文でも関心をもたれたり、疑問に思われることあれば、是非この本を読んでください。

#### (註)

1 「産む・産まないは女が決める」という標語があり、それを「障害者」は、「障害者を胎児の段階で殺すのか」という批判をしました。実は、そもそも産むか産まないかを生きしている状況から規定されていることがあり、その表面的な「対立」を超えることを「誰もが産める状況づくりを」という標語として突き出されました。

2 これは、障害ということだけでなく、「底辺労働者」の集会で、性差別的なことを指摘された労働者が、「俺たちは女から相手にされないんだ」という開き直りを示しました。これは「障害者」の意識ともつながるような話です。学モデル的な「障害」だけでなく、広い意味での障害——差別という概念にも重なった障害は、医ていくことです。

3 これは廣松渉さんの認識論を障害問題に援用しようとしている立場からすると、「共同主観的意識」という概念になります。

4 かつて、「週間読売」という雑誌・週刊誌で、「写真で見る戦後事件史⑦」として「金閣寺放火事件(昭和 25 年) 国宝炎上。人間嫌い、屈折した修行僧は……」というタイトルの文を載せました。三島由紀夫の『金閣寺』を元に、「吃音者」の修行僧が金閣寺に放火し、消失させた事件をとりあげたのですが、「屈折」とか「醜悪」とかいう言葉で、この問題を取り上げていたのに、わたしは、この事件を取り上げた小説三島由紀夫『金閣寺』、水上勉『金閣炎上』『五番町夕霧楼』を読んでいたところから、「抗議文」的な対話を求める文を送ったことがありました。結果は応答は無く、このシリーズ自体を取りやめるという、不本意な結果になってしまったのですが、「屈折」や「醜悪」と言われること自体が、予断と偏見の類いの可能性があるし、もし、事実があるとしても、それは差別の副作用的なことの中でおきているのではないか、というわたしの見解を送りつけました。この文はまだパソコンはおろか、ワープロもつかっていない時代の手書きの縦書きの文として送ったのですが、今回、パソコンで打ち込んで、HPに横書き文として載せています。また、「金閣寺」関係の小説に関する論攷も載せています。参照ください。

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1/blank-2>

(追記)

さて、この小説につなげて一言書いておきます。「屈折した意識」ということは、たぶん、マジョリッテイの差別する側の大方の(共同主観的)意識としてあるのですが、運動的な意識としては、「屈折させられた意識」としてのとらえ方も出てくることかと思ったりしています。ただ、小説です。小説として時には、ひとの意識をそのまま描き、読むひとひとに何が起きるのかを見てみたいということも小説家と言われるひとの中にあるのかと思います。確かに、運動的人間としては、差別ということが広がっていくことを防ぎたいというところでの、色々な思いが湧いてくるのですが……。それはそれで対話することによって、いろいろ問題が深化しえるのではないかとも思えるのです。

たわしの読書メモ・・ブログ 643

・斎藤幸平『ぼくはウーバーで捻挫し、山でシカと闘い、水俣で泣いた』KADOKAWA2022

斎藤幸平さんの本四冊目。毎日新聞の文化面で2020年4月から2022年3月にわたって連載された「斎藤幸平の分岐点ニッポン」を書籍化した」196P ものです。書き切れなかったことを書き加え、最後の二つを書き下ろして入れてです。

斎藤さんは、マルクスの文献学的研究から、論を立てていったひとで、学究の学者は現場を知らないという批判が起きることを自らとらえ返し、今話題になっている「現場」を見てみよう、コロナ禍の困難ななかで、あちこちに出かけインタビューし、実体験もしています。

内容的には、いかに資本主義の矛盾の中にさまざまな「現場」(——共事性)があるのかを展開していて、それを著者が<コモン>としてどう開いていくかも、暗に示しています。まあ、学をやるひとへ向けた、エッセー風の資本主義批判の入門書的な位置付けも、わたしは感じていました。まあ、市井の研究者は大方自分の被差別の当事者性から入るので、斎

藤さんの当事者性がとらえられず、こういうところから入る道もあるのだと思っていたのですが。

著者は真摯なひとで、「研究者の暴力性」213P やエリート学者がもってしまう「マジョリティの共事性」を自己批判的にとらえかえそうとしています。そういうところで、「学び捨て」とか、共事性(とりわけ非当事者の共事性)とか、<コモン>ということ突き出しています。エッセー風の本なので読みやすい本です。概略的な内容をつかんでもらうために目次を出しておきます。

## 目次

### まえがき

## 第一章 社会の変化や違和感に向き合う

ウーバーイーツで配達してみた 自由と自己責任と

どうなのテレワーク 見直せ、大切な「無駄」

京大タテカン文化考 表現の自由の原体験

メガヒット、あつ森をやってみた 平等で公正な社会の幻

5人で林業 ワーカーズコープに学ぶ 「よい仕事」を自ら提案

五輪の陰 成長へひた走る暴力性

男性メイクを考える 「自分らしさ」の道具にも

何をどう伝える？ 子どもの性教育 相手を尊重する心が大切

## 第二章 気候変動の地球で

電力を考える 1人の力が大きな波に

世界を救う？ 昆虫食 価値観の壁を越えれば

未来の「切り札」？ 培養肉 食のかたちをどう変えるか

若者が企業 ジビエ業の現場 日本の食を正視する

エコファッションを考える 「捨てない」道の可能性

レッツ！ 脱プラ生活 不便と向き合う体験

「気候不正義」に異議 若者のスト おかしなことには声を上げる

## 第三章 偏見を見直し公正な社会へ

差別にあえぐ外国人労働者たち 自分事として

ミャンマーのためにできること 知ることが第一歩

釜ヶ崎で考える野宿者への差別 内なる偏見に目を

今も進行形、水俣病問題 誰もが当事者

水平社創立100年 若い世代は今

石巻で考える持続可能な復興 消費とは別の価値観の上に

福島:いわきで自分を見つめる 「共事者」として

特別回 アイヌの今 感情に言葉を

学び、変わる 未来のために あとがきに代えて

初出年月日一覧

たわしの読書メモ・・ブログ 644 [廣松ノート (3)]

・廣松渉『事的世界観への前哨 物象化論の認識論的~存在論的位相』勁草書房 1975 (5)

前回で本論は終わっています。ここでは、このタイトルの単行本自体にはない「解説」を取り上げます。

まず、文庫版(廣松渉『事的世界観への前哨 物象化論の認識論的~存在論的位相』筑摩書房(ちくま学芸文庫)2007)から。

「解説 廣松渉の時代」野家啓一

4つのパーツから成り立っています。「1」が解説につけられた表題の「廣松渉の時代」の展開。「2」はこの本の第一部の解説。「3」はこの本の第二部の解説。「4」がこの本の第三部の解説。第一部、第二部は、メモ書きは後回しにしたので、ここでもパスします。「1」と「4」だけ切り抜きメモを書きます。

「1」

「すでに六十余年を闊した戦後日本の哲学思想状況を顧みるとき、たしかに、「廣松渉の時代」と呼べる一時期が存在したことを、私はそれを取り巻いていた特有の熱気とともに鮮やかに思い起こすことができる。具体的には一九六〇年代末期から一九八〇年代初期にかけて、すなわち処女作『マルクス主義の成立過程』(一九六八)によるデビューから主著『存在と意味』第一卷(一九八二)の上梓にいたるおよそ十五年間のことである。／そのころ、私を含めて哲学思想に志をもつ若者たちは、廣松渉が次に何を論じ、いかなる発言をするのかを、つまりは彼の一举手一投足をいわば固唾を呑むようにして見守っていた。そして、新たな論文や著作が発表されるたびごとに、私たち先を争ってそれを読み、次の日には大学の研究室でその可否を議論し合い、あるいは酒場での喧々囂々たる論争の話題としたのである。／むしろ、この時代は廣松渉一人によって担われていたわけではない。……しかし、そうした百家争鳴の状況の中にあっても、後に「廣松哲学」と呼ばれることになる独自の体系は、いわば原理論としての位置を占めており、その詰屈した文体と相まって、ひととき光彩を放っていた。「廣松渉の時代」と呼ぶゆえんである。／本書『事的世界観への前哨』(一九七五)は、その廣松渉の時代にあって、ほぼ中間地点を占める重要な著作である。前書『世界の共同主観的存在構造』(一九七二)において、近代哲学の地平を乗り越える新たな哲学構想を開陳し、「四肢構造論」や「共同主観性」を基盤に体系への意志を明らかにした廣松は、本書においてその構想の歴史的意義を二十世紀哲学の文脈の中で確認するとともに、「事的世界観」という山頂を攻略すべく、絶壁にハーケンを打ち込み、ザイルを手繰り寄せてカラビナに固定する作業にひたすら従事している。その前人未踏の岩壁を攀じ登る姿は、見る(読む)者の手に汗を握らしめるほどであり、私たちは本書において著者の息遣いが聞こえる近さで「廣松哲学」の形成現場に立ち会うことができる。その意味で、本書は『存在と意味』へと至る著者の長い道のりにおいて、まさに里程標たることを失わない著作である。」439-41P・・・付け加えれば、この著作は廣松パラダイム転換論を論じるときに欠かせない著作

#### 「4」

「最後の第三部「時間・歴史・人間への視角」に触れる余裕はなくなったが、いずれも各論題についての佳品というべき論考である。そこにおいても、近代的な世界了解の構図を批判的に斥けつつ、哲学的カテゴリーの根本的更新が目指されていることは、容易に読み取られることであろう。とりわけ、「人間論へのプロレゴメナ」は、仏教哲学の無我論と本格的な対話を試みられている点で異彩を放っている。」450P

「かつてサルトルは『方法の問題』の中で「哲学がその表現にほかならぬ歴史的契機が乗り越えられないあいだ」はその哲学は「乗り越え不可能」なのであり、それゆえ「それを生んだ状況がいまだに乗り越えられていないため、マルクス主義は乗り越えられることはできない」と揚言したことがあった。廣松哲学が近代的な世界了解の地平の全面的な超克を目指した哲学であったことは、縷々述べてきた通りである。だとすれば、われわれもまた、近代的世界像という歴史的契機が乗り越えられない間は、廣松哲学をわれわれの時代の乗り越え不可能な哲学と見なさねばならないであろう。その意味で「廣松渉の時代」はいまだ終わってはいないのである。」451P

「解説」はバラバラに掲載された、『廣松著作集』の各巻にもあります。ここでも、第一部、第二部は省いて、第三部だけ。

「一 時間論のためのメモランダ」「三 人間論へのプロレゴメナ」が第二巻におさめられています。「二 歴史法則論の問題論的構制」は第十一巻です。

#### 廣松渉『廣松渉著作集 第二巻 弁証法の論理』岩波書店 1996

##### 解説

##### Ⅱ(「時間論のためのメモランダ」ほか)

野家啓一

「本巻の後半部に収められた論文四篇は、それぞれ時間論、人間論、精神病理学、文化人類学に関わる各論的考察であり、いわば廣松哲学の「応用篇」に当たるものである。そのうちの「時間論のためのメモランダ」および「人間論へのプロレゴメナ」はともに一九七三年に発表されたものであり、前期の主著『世界の共同主観的存在構造』(本著作集第一巻)への補論の役割を果たすと同時に、後期の体系的展開への重要な布石の意味をもっている。……」535P

「周知のように、現代の哲学者の中で廣松渉ほど真摯な関心と旺盛な好奇心とをもって哲学以外の隣接諸科学の分野をあまねく踏査し、その最前線の研究成果を摂取しつつ自らの体系構築を目指した哲学者はいない。彼が踏破した足跡は、すでに一書を成している経済学、心理学、社会学、物理学、科学史の分野は言うに及ばず、歴史学、考古学、宗教学、文化人類学、精神病理学、認知科学にまで広がっている。……」535-6P

##### (1)「時間論のためのメモランダ」

「数ある廣松渉の論文の中で、時間を主題にしたものはこの一篇だけである。しかも「メモランダ」と題されている通り、内容的にはいまだトルソーの段階に留まっており、本格的な時間論の展開は後の課題として残されている。だが、この論文からだけでも、われわれは廣松時間論の基本的結構を取り出すことができる。／言うまでもなく、廣松哲学にと

って時間論は二つの面で重要な意味をもつ。第一は科学哲学(時間空間論)の場面であり、第二は歴史哲学(唯物史観)の場面である。そのことを念頭に置きつつ、彼はまず時間表象の類型を「狩猟民型」「農耕民型」「遊牧民型」「旅商人型」に分けて論じる。この部分は廣松による類型化の妙を示して興味深い、もちろん問題は分類の精緻化ではなく、このような時間表象がいかにして存立するのかということである。そこで彼は時間論の核心を「臆言を憚らずに記せば、時間論の真のプロブレマティックをなすところのものは、中核的には、いわゆる過去(および未来)の世界といわゆる現在の世界との相関性の構造である」(本巻三八二頁)と定式化する。／その上で廣松は「身体的自我＝「私」のこのような自己分裂的自己統一、二肢的二重性における存立(中略)これが過去の世界と未来的世界の存在、ひいては過去・現在・未来の存在という観念の形成にとって存在条件をなすであろう」(本巻三九四頁)と論を進める。言うまでもなく、認識の四肢構造延長線上に時間論を構想しようというのである。／他方で廣松は、時間形象の共同主観的存在構造を問題にし、時間の自体的存在を物象化的錯認として否定する。つまり、「時間なるものがあってはじめてメロディー的变化や運動が存在するのではない。逆である。運動・変化する世界現相のほうが原基的存在である」(本巻四〇六頁)と述べ、時間に対する運動態の原初性を主張するのである。しかし、彼自身が繰り返し懸念しているように、この路線を突き進めば、過去や未来の存在を否認する一種の「現在主義」を帰結せざるをえない。私見によれば、実体の時間的持続を否定する「事的世界観」の立場にとって、この「現在主義」は不可避のアポリアなのである。廣松は論文の末尾でこのアポリアを「共同主観的認証の存立構造」の視点から解くべきことを示唆しているが、残念ながらその具体的展開は実現されないままに終わった。」

536-7P

## (2)「人間論へのプロレゴメナ」

「この論文は「人間存在論への覚書」の一部として発表されたものであるが、全体の構想は完成されることはなく中断した。もちろん、本論文は独立の論考として十分に吟味耐えうるものである。廣松渉が仏教哲学について端倪すべからざる知識をもっていることは、吉田宏哲との対話集『仏教と事的世界観』(朝日出版社、一九七九年)などによっても窺われるが、その知見の一端は本論文の中でも遺憾なく披瀝されている。／廣松は冒頭で自分が「人間主義」に与するものではないことを断りながら、まずマックス・シェーラーの『宇宙における人間の位置』を引用することから論を始めている。シェーラーによれば、ヨーロッパの人間観においては、ユダヤ・キリスト教の思想圏、ギリシャ・古代的な思想圏、近代自然科学的な思想圏という「三つの理念圏」がせめぎあっている。それに対して廣松は、人間を考える際にもう一つの理念圏、すなわち仏教の「無我説」を無視し得ないことを強調する。そして、『ミリンダ王の問い』を詳細に分析しながら、そこに見られる実体的自我の否認を積極的に評価し、「ヨーロッパ的唯名論と仏教の無我論とはそもそも存在了解の構えが異なる」(本巻四二二頁)ことを明らかにする。／その上で廣松はシェーラーについて「彼が伝統的な実体的靈魂観を卻けつつ、しかも、人間の精神的存在性を積極的に説こうとして、恐らくや期せずして、部派仏教の無我論と同趣の発想に近づいている」(本巻四二八頁)ことに一定の評価を与える。しかし、シェーラーの精神概念も部派仏教の無我論も、結局のところ実体主義的な有我論補完物であり、それとの否定的相補性において存立して

いるにすぎない。そこから廣松は「有我論と無我論との同位的対立の地平そのものを超克しなければならぬ」(同前)ことを立言する。／そのために廣松がもう一つの理念圏として提出するのが、人間を「間主体的 intersubjektive な共同存在性に即して了解していく理念圏」である。これはアリストテレスによる「社会的動物」としての人間の定義に始まり、ヘーゲルおよびマルクスの「社会的関係の総体」という人間規定に引き継がれている。それゆえ「マルクス的な人間存在の了解の地平においてはじめて、有我論 対 無我論の相補的対立の次元を端的に超出することが可能になる」(本巻四三〇頁)というのが廣松の結論にほかならない。その意味で本論文はマルクス主義の人間観を論じた『マルクス主義の地平』の第二章および第三章と併せ読まれるべきものである。」 537-8P

「二 歴史法則論の問題論的構制」は第十一巻です。他の論攷の解説もあるのですが、当該の部分だけのメモにします。ただし、この解説は、論文ごとの解説ではなく、他の論文とつながっているのもので、厳密に、当該の論文だけの解説にはなっていません。

廣松渉『廣松渉著作集 第十一巻 唯物史観』岩波書店 1997

解説

山本耕一

## 五 歴史法則論

「歴史法則」論は、あらためて指摘するまでもなく、唯物史観における最重要のテーマのひとつであり、廣松も、いくつかの論稿をこの主題にあてている。そして、廣松が歴史法則を論じるにあたってとる構えは、一連の論稿を通じて、ほぼ一貫しているとみることができる。われわれは、したがって、歴史法則については、廣松の完成された議論を手に行っているといえるだろう。／歴史が一定の「法則性」を有するというのは、唯物史観の“常識”に属することがらであろう。歴史における法則性という発想には、しかしながら、アンチノミーないしジレンマがつきまとうことを廣松は指摘する。すなわち、近代的な世界了解の地平にあつては、歴史に法則性を認めることは、歴史の進行に関して決定論の立場をとることを意味する。一方、個人の主体的自由を重視して、非決定論の側にくみするならば、歴史における法則性の存在は、全面的に否定されることになるのである(本巻六頁以下)。／この「歴史法則性に関する決定論的了解と諸個人の有意的行為に関する非決定論的了解との二律背反」という問題は、エンゲルスによって一応の解決をみているというのが廣松の理解である。周知のようにエンゲルスは『フォイエルバッハ論』のうちで、「多くの方向にはたらく意志、ならびに、これらの意志の外界に対する多岐多様なはたらきかけの合成力がまさしく歴史にほかならない」こと、この際、個人の有意的行為は無制約的ではなく、ある「動因」からの制約をこうむるのであり、その結果として、諸個人の行為の「合成力」が一定の法則性をもつようになることを主張している(MEW, Bd. 21, S269if.)。／エンゲルスのこのような議論は、しかし、構図の呈示の域をいくばくも出てはいない。したがって、「唯物史観」の発展的継承をくわだてる場合には、この構図に具体的な内実をあたえることが必須となる。廣松の歴史法則論は、まさに、この課題に応えることをめざすのである。／廣松は、まず、例の決定論と非決定論のアポリアの背後には近代的な「法則」観が存在することを指摘する。近代知の地平にあつては、法則は、「謂わばミサイルを誘導するビームのように、事象が自分に則って進行するよう、事象の進行が逸脱しないよう、何

らかの規定的作用を及ぼすものであるかのように了解されがちである。」(本巻五四一頁) このような了解から、「一義的・必然的な法則性の支配的貫徹」という決定論的な歴史観が帰結するのはみやすいところであろう。例のアポリアは、したがって、このような法則観をしりぞけないかぎり打開できないことになる。／近代的な「法則」理解にかわる歴史法則観を構想するためには、当然のことながら、歴史とは何かを問う必要がある。廣松唯物史観にあっては、歴史は、「人間-環境系」という「連関態」の「総体的遷移」として規定される(『マルクス主義の理路』、本著作集第十卷、四八九頁)。この規定が、すでにみた「<種内-種間-対環境>関係態」の「階梯的展開=遷移」と等値されることは、あらためて指摘するまでもあるまい。／<人間-環境>系、すなわち人間生態系の基幹をなすのは、物質的生産のための協働連関であるが、これをふくむ対自然的・間人間的な関係の総体を、廣松は、役割編成態としてとらえかえす。このような了解からは、とりあえず、次のような論点が導出されることになる。／第一に、個人は、役割編成態という函数的連関態の「項」にすぎない(本巻五五六頁以下)。マルクスとともに個人の実体化をきびしくしりぞける廣松の姿勢は、歴史法則を考察する場面でもかわることはない。第二に、そうである以上、「協働的役柄遂行の構造的成体」は、「個々人の営為に対して既在的に現前」することになる。そして、個々の構成員が人格的に入れかわっても、当の「構造的成体」は「ゲシュタルト的安定性=同型性(isomorphism)」を保つのである。(本巻五六一頁)。ここで注意しなければならないのは、役割編成態は実体化されてはならないということである。それは、あくまでも函数連関態でしかない。個人の実体化と同様に、社会の実体化もしりぞけるといのは、周知のように、マルクスと廣松に共通の発想であるが、役割編成態としての社会という了解の根底にあるのはこのような発想なのである。最後に、この連関態、構造的成体における個人の行動、すなわち役割行動は、演劇の「舞台、背景、道具」になぞらえられるような「既成の条件」のもとで(「つまり、先行する世代ならびに既往における自分たちの成果に立脚して」)、「おおむね習慣的に既成化された」様式にのっとっておこなわれる(本巻五六一頁)。『マルクス主義の理路』のうちで、「最広義の規範」として規定されているのは、このような「様式」にほかならない(本著作集第十卷、四九二頁)。／以上の諸点をふまえるなら、人間生態系のサクセッションについての廣松の見解は次のようになる。すなわち、「歴史の法則性と人間の主体性」のうちの表現をかりるなら、「諸個人の現在的営為がしかじかの状態を現出する、そしてその状態が制約条件になってその場面での人々の営為が制約条件になってその場面での人々の営為がしかじかに遂行される、そしてそこに現出される状態が……」(本巻一一頁)というのが、人間生態系の遷移の一般的ありかたなのである。／廣松によれば、このような展相に関する将来的予測にもとづいて、「現在から未来にかけての歴史とその法則」が、「予言的に立言される」ことになる(同上)。また、「過去の歴史法則」に関しては、人間生態系の遷移的動態の「過去」についての記述のうちに「法則的推移を見出しうる」なら、「それを『歴史の法則』として述定する」ことが可能になるというのが廣松の立場である(本巻五六一頁)。／このような歴史法則観が、近代特有の因果法則的な法則観とおおよそ相容れないことは自明である。それゆえ廣松は、「物象化された歴史的一現象を以て作用原因となしそれに対応する歴史的結果なるものを配位していく」という「いわゆる因果法則的説明主義」をしりぞける。廣松が、これにかわるものとして提唱するの



は、役割編成態の「生態系的動態そのもの」の記述をめざす「函数的連関的記述主義の態度」である(本巻五六三頁)。これが、歴史記述における文字通りの革命であることは、あらためて指摘するにはおよばないであろう。」574-7P

たわしの読書メモ・・ブログ 645

・内海健『金閣を焼かなければならぬ——林養賢と三島由紀夫——』河出書房新社 2020

金閣寺放火事件に関しては、「週刊読売」に掲載された「金閣寺放火事件(昭和25年)——国宝炎上。人間嫌い、屈折した修行僧は……」を(「週間読売」1987.2.22号)という文に抗議的な対話文を送りつけたことがあります(註1)。これがわたしの外に向かったの、「吃音者」としての最初の働きかけ文であると同時に、マスメディアに対する最初の働きかけ文でもあったのですが。その後、わたしはこの事件に関して「吃音者」団体に活動している時に、水上勉『五番町夕霧廊』『金閣炎上』を読み、三島由紀夫『金閣寺』を再読・再々読をする中で、いくつかの文を書いています(註2)。

そういうところで、この本を紹介した文をインターネットで知り購入しました。

この本は「三島由紀夫論」としては、それなりに評価をうけるのかも知れないと、思います。わたしは差別する側としての、右翼としての心性はファシズム論では問題にするのですが、そこでの共感などありません。ただ、彼にも、負い目というようなことがあり、それは、祖母が母親から本人を離隔し、ひととひとの関係性のようなことから離隔したところでの屈折のようなこと、そして肉体の虚弱姓ということ、そのことと相俟って軍国少年的なところから、徴兵制で落とされたということの負い目のようなことが、それら反動的なところでの右派的思想形成にいたった過程、そのようなこと、わたしは本格的に三島由紀夫論はやってないし、やろうともしていないのですが、それでも入ってきた三島由紀夫論で散々語られてきたことです。

この本の著者は、精神科医です。それで、三島本人、三島作品の登場人物の精神構造の分析をしています。離隔とナルシズムということがキーワードになっています。

一方の金閣に放火した「吃音者」の修行僧については、今日的には、「統合失調症」と言われていることを、その当時は「分裂病」と差別的に言われていたことをもって、その現実を押さえるとして、「分裂病」という表現を用いています。実は、ここに著者の「しかけ」が隠されています。本人が自覚しているかどうかは分かりません。「しかけ」というのは、「分裂病」という規定の時代には、「精神気質——精神病質——精神病」という変遷と区分があり、著者のこの事件における当人の精神状態における評価で、この規定から、事件時当人は「分裂病は発症していなかった」、「収監された後、発症した」という規定をしています。ただし、どうも放火の行動の時は、「分裂病質」から一時的に突き抜けて「分裂病的」になっていたととれるような書き方になっているとわたしは押さえています。そして、水上勉の共苦の姿勢による作品を、「……だが、縷々と説明したのは、先に引用した『金閣炎上』において、水上勉は分裂病質を分裂病と混同しているからである。そして養賢のとった行動を分裂病のなせるわざとすることへの強い憤りが随所に綴られている。水上がこの作品を書いた動因の一部は、こうした読み違えに由来している。」59-60Pを著者は批判しているのですが、そもそも、「分裂病」という規定が差別的として「統合失調症」

規定に変わったときに、そもそも「精神気質——精神病質——精神病」という変移規定自身も消されたのではないかと思います。そもそも「気質」とか「病質」概念が、医学モデル的にも、あやふやな規定は使えない、となっているのではないのでしょうか？ そもそも認識論的に押さえると、まるで生まれたときからの肉体的「気質」とか「病質」のようなことが潜在的にあって、それが何らかの条件で発病するに至るという押さえ方自体が、物象化的錯認ではないかと思います。

そういう意味で、また、そもそも、著者の「一時的に突出した」というような、規定自体が、水上勉批判の論理を破綻せしめるのではとわたしは思っています。

因みに三島『金閣寺』自体も、差別する側・社会から見た、被差別者の主人公のとらえ返しで、わたしは「素晴らしい作品」などとはとてもとらえられないし、著者の精神科医的な主人公への分析も、所詮差別する側からの観点でのとらえ返しになってしまっていると思っています。

もっとも、著者が、主人公と母の墓探しまででかけているところをとらえると、何か、養賢に共鳴しうる著者のスティグマのようなことがあるのかもしれないとも思ってみたりしているのですが、単にこの著書でとりあげた主人公への思い入れなののでしょうか、その思い入れの中身は何なのでしょう？

(註)

1

[https://71f814c6-f38c-4575-8942-64ac00d26e6a.filesusr.com/ugd/6a934e\\_7db6f2dac51e49708790287be7794a0b.pdf](https://71f814c6-f38c-4575-8942-64ac00d26e6a.filesusr.com/ugd/6a934e_7db6f2dac51e49708790287be7794a0b.pdf)

2

<https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1/blank-2>

追記

実は、この著作は著者の「実存主義」的概念をサブテーマに展開されています。そのこと自体と対話も必要なのですが、そもそも神と両立した「実存」概念になっているし、実存概念は破綻しているとわたしは押さえているので、そのことについては本文で書きませんでした。

わたしはこの著作を差別する側のひとの文だと思ったのは、いろいろあったのですが、パリの五月革命についての著者の論考です。「かつて、ありふれた青年がメタフィジカルな問いを抱き、その中で狂気を招き寄せる、そうした、実存の季節があった。それが最後の光芒を放ったのは、六八年の五月のパリだろう。いわゆる五月革命と呼ばれるものである。だが、哲学者の小林康夫がいうように、そこには「意味」なるものは存在しない。カルチェ・ラタンの剥がされた舗石から表れた剥き出しの字面のこどく、意味などにはすくいとられぬ権力の中絶だったのである。同じ暴力と混乱の坩堝であったフランス革命が、崇高な理念を戴冠し、物語られ、そして共和制として結実したのに、六八年五月にはサルトルですら沈黙した。」221・2P・・・「意味」はあります。それは矛盾だらけの社会を変革しようとする意志であり、権力へのプロテクト、いやその存在そのものを否定しようという意志だったので。

## 追悼 Aさん

今年の4月にAさんから「Aは胃を切った人になりました」というメールが来ました。それから、7月くらいでしたか、会報に運営委員会の会議に復帰されことが書かれていて、一安心していました。そのころの様子伺いのメールを「吃音者」の立場からの「障害者運動」や市民運動との関わりというテーマでの文を「通信」に書いたもので、それをメール添付で一緒に送りました（註1）。返信のないまま、またお休みになっていて、会報を気をつけて見ていました。11月に送られてきた会報に、10月の初めに亡くなった旨の通知があり、追悼文が載っていました。突然の訃報でした。実際に会を廻していくことで気配りをされていたひとなのに、引き継ぎをされないままの突然的な死だったようです。

追悼文には、ちゃんと名を載せることなのですが、わたしの「通信」やそれ以前の「会報」的などころの文では、いつもAさんと書いていたので、Aさんと記載します。

わたしが「吃音者」の当事者団体に参加したのは、1986年です。Aさんはその時、東京の「吃音者」団体の副会長でした。ですが、実際は会を廻す中心にいました。後に、名実共に会長になり、そして全国の会長も担われました。いずれも、長くは留まらないで後進に道を譲るといふ思いがあり、それでも東京の会長を長く担われました。カオス的な会、百花繚乱的な会の調整役・まとめ役でした。単に調整役というだけでなく、副会長の時代は、カール・ロジャースのLグループというグループワークを会の中で展開され、「心動くままに」皆が発言していく、それを引き出すようなところで、ひとりひとりが変わっていく、そんなグループワークをされていて、わたしが入ったころが、その活動のピークでした。わたしはそもそも会に入ったのは、「吃音者」の団体を、「障害者運動」団体として確立させる、もしくはその中から運動するグループを作るということで、Aさんがやろうとしていることは、わたしの方向性とは一致せず、また、現実に活動しているひとの中に、そういうひとを見出しえませんが、通常そういうときはすぐ飛び出すか、自分的な運動への思いを突き出していくことになるのですが、そういうことは往々にして自分の考えを他者に押し付けることとなります。ちょうど、Aさんのグループワークは、押し付けるのではない働きかけ合いの活動で、そのことで自分の押し付け的運動そのものをとらえ返す契機になりました。尤も、それを実践的に実行していくまでには到らず、運営委員という役員的なことには入らず、事務的なことを担いつつ、その一環として会報の編集委員になったのですが、編集委員を降りるまでは一度も自分の文は投稿せず、グループワークでもほとんど発言せず、ひたすら、他者の話を聞きつつ、「一會員の「個的」伝言板」として「ふれあい」という印刷物を書いて数人に渡していました。最後には、同人誌作りをして、そこで「詞」とか「小説」のようなことも書いていたりしていたのですが、結局「障害者運動」として展開していく仲間を見出し得ず、ここにおいて仲間を見出す作業を続けるよりも、「障害者運動」を盛り上げる中で、それで「吃音者」の団体へ返していく途を求めて、当時のAさんが言っていた（註2）「卒業」をすることになります。一度は、退会したのですが、当時専従をやっていたひと（そのひとにも既に故人です）の働きかけもあったりして、会員に復帰し、その中で何度か事件的なことが起きる中で、会への働きかけもしたり、またAさんからの障害問題での問い合わせのようなことに応えたりしていました。そ

ういう中で、何年か前からですが、「吃音者の社会運動」という動きが出てきて、Aさんからも参加の呼びかけが来ました。ですが、何か違うとの思いがありました。それは、ひとつは、「障害者手帳」を取って、「障害者雇用枠」で就職をしていく」という動きとしてあり、それは両刃の剣として、社会参加をそれなりに果たしている「吃音者」が、雇用枠に入るということを押し付けられる可能性という問題と、他の「障害者」の職を奪うという問題にもなります。もうひとつは、そもそも「障害者手帳」を取るのに、「障害の医学モデル」における「吃音」を「発達障害」としてとらえることによって認定を取るという方法での活動があります。そもそも、これは障害規定の混乱から来ている錯誤のようなこととしてわたしとらえていました。それ以前に、会の中で「吃音を治す」とか「軽くする」というところで動いているひとがいる中で、また、「気持ちを变える活動・軽くする活動」(註3)とかある中で、会総体として「吃音者の社会運動」に踏み込むことができるのか、得策なのかということがあります。そんな話をしている、一度「吃音者の社会運動」という観点で動いているひととの話し合いの場を設けましょうという話がAさんから出ていましたが、そんな矢先にAさんの発病です。

Aさんはまさに会をまとめ調整しているひとでした。まさに会の「顔」でした。Aさんなしに会のこと考えられないような存在だったのです。わたしの個人的な思いでも、Aさんを通してかろうじて会に繋がっているということがあったのです。冒頭に書いた文も、Aさん宛に書いた「間接的」でしかないのですが、連帯の手紙、近況報告、故郷に帰りたいという思いを込めた手紙のような文だったのです。何か、故郷を喪失した思いにとらわれています。

それでも、会のひとたちもわたしも、誰よりも会への強い思いをもって誰よりも尽力されていたAさんの思いを想い、自らのなすべきことをなしていくことがAさんへの追悼だと思っています。

Aさんありがとうございますー Aさんはわたしたちの中で生き続けます

合掌

(註)

1 「反障害通信」134号所収「市民運動」の中の障害問題——「吃音者」——「言語障害者」の立場から—— <http://www.taica.info/adsnews-134.pdf>

2 副会長時代の発言で会長になって、名実共のまとめ役をされるようになって、そういう発言はなくなったようです。

3 誤解のないように書いておきますが、わたしは「気持ちを变える活動・軽くする活動」自体を全否定しているわけではありません。現実的に生きていく中で、軽くできるならば軽くしたらいいと思っていますし、そういうこともある種が必要です。ですが、これはAさんとは違うグループですが、そういうことですべてが解決できるようなところで、マインドコントロールのような動きさえもでてくることを批判しているのです。

## HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 140 号」アップ(23/12/3)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえる幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。今回読書メモでとりあげている、「金閣寺放火事件」の問題にも関係する、「吃音者」当事者団体で活動していた時代の、「個的伝言板」として出していた「ふれあい」のバックナンバーの「金閣寺」関係の文書、後日アップする読書メモの本の関係でまとめて、「反差別資料室 A」にアップしました。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。

## (編集後記)

- ◆突然の、間に挟む月二発刊にしました。ショックで前号書けなかった「追悼文」を書き、もう二ヶ月にもなるので、早く出しておきたいとの思いがありました。また、巻頭言のパレスチナ問題で三つ目の原稿を書いて、情勢に原稿が追いつかないということで、早く出したいということで、急遽月二発刊です。来月からどうするかは、定期の 18 日発刊のときまでに決めて、提起させてもらいます。
- ◆巻頭言は、前号発刊の直後に書いたのですが、その後、最近マスコミが報道を余りにもネグレクトしているの、見始めているインターネットの情報番組、デモクラシータイムスの、ウィークエンドニュースに保坂世田谷区長がコメンテーターのひとりとして出ていて、その中でパレスチナを「歴史の忘却」ということで語っていました。そのこととかなり共鳴するわたしの文です。「悲喜劇」という言葉には、「トラジ・コメディ」というルビが打てるかもしれません。そのことをシニカルにとらえると、「戯画」という言葉になるのかもしれません。これは、わたしが批判のために読まなくてとは読んでいたレーニンの「マルクス主義の戯画と「帝国主義的経済主義」について」でタイトルに使っている言葉です。いろんなひとがいろんな言葉で語ってきたのですが、それでもちゃんと反省がなされず、忘却の中で、同じようなことが繰り返されています。自らの反省も込めて、文を書いています。
- ◆読書メモの最初の二つは、前コメントでふれた「デモクラシータイムス」で取り上げていた本です。
- ◆読書メモに、[廣松ノート(3)]の『事的世界観への前哨』の最終回、あちこちに散在している解説を集めました。[廣松ノート]はホームページにコーナーを作り連載しているノートをひとつの本ごとにまとめ、随時掲載していく予定です。

◆追悼文、ちょっと時間を置いて書きました。わたしの勝手な思いのような文になってしまいました。読書メモの最後の文、「金閣寺放火事件」と三島由紀夫論の本のメモ、実はAさんへ、健康状態の問い合わせを兼ねて送ろうとしていました。間に合いませんでした。会を飛び出した頃は、80歳を過ぎて、運動への思いというもので衝き動くところから解放され、Aさんのように悠々となれたら、会に帰ろうと言う思いがありました。当事者団体は故郷のようなものです。ですが、どうも、社会の矛盾もますます耐えがたくなり、宿題もどんどん膨らみ、どんどん故郷は遠くなっていくようでした。そんなときの訃報、帰るところを消失してしまった思いです。

◆デモクラシータイムスのマイノリティリポートに知り合いの「青い芝の会」（通称：正式名称、日本脳性マヒ者協会）の流れのひと、二人が出ていました。二人は、ひとは詩人、ひとはバンドのボーカリスト、話の内容もかなり対称的にとらえがちなのですが、今回ビデオを観ていて、はっと気付いたのは、青い芝の差別に徹底的に対峙する活動と、自らの内なる「健全者幻想」を問うというところの二つの活動内容を象徴的に体現しているのだと感じました。それにしても、その突き詰める姿勢に、自らのマージナルパーソンの性格に規定されて、その立場性のあいまいさを、痛感させられていました。自らの超えるべき課題です。

## 反障害－反差別研究会

### ■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別というものをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。（文責 三村）

■連絡・アクセス先

E メール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp) (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>